

教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号の表中

文化財専門 審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課	を
文化財専門 審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課	に
国指定史跡 東京湾要塞 跡保存活用 計画策定委 員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用に向けた指針となる保存活用計画に関する事項について審議すること。		

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(附属機関)

第22条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。

(1) 法令によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課
横須賀市スポーツ推進審議会	教育委員会の諮問に応じてスポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること。	スポーツ課

(2) 条例によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	総務課
文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取り組み等に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。	支援教育課
横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。	

横須賀市体育功労者選考委員会	市内における体育の普及及び振興に貢献した体育功労者の選考に関する事項について審議すること。	スポーツ課
横須賀美術館運営評価委員会	横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。	美術館運営課
横須賀美術館美術品評価委員会	横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。	

文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
国指定史跡塞跡の保存及び活用に関する事項について審議すること。	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用に関する事項について審議すること。	